

名古屋港管理組合公報

令和6年2月15日
(木曜日)
第101号

目次

○名古屋港港湾計画の変更の概要 1

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
令和6年2月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1 港湾計画の変更の概要

平成27年12月28日名古屋港管理組合公報第572号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 木材取扱施設計画

以下の施設を撤去する。

(係船浮標)

地区名	名称	水深(メートル)	基数
西部地区(弥富ふ頭)	No.52・53	10	2

(2) 土地造成及び土地利用計画

以下のとおり計画する。

(土地造成計画)

(単位:ヘクタール)

用途 地区名	埠頭 用地	用港 湾関 地連	工 業 用 地	用交 通機 地能	施 危 設 険 用 物 取 地 扱	緑 地	用海 面 処 地分	合 計
南部地区	(6) 6		(48) 48	(8) 8		(16) 16	(198) 198	(276) 276

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画)

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	埠頭用地	港湾 関 地連	工業 用地	交通 機能 地能	危険 物取 扱 用地	緑 地	海面 処分 地分	合 計
南部地区	(12) 12	(119) 119	(1675) 1675	(20) 47	(77) 77	(102) 102	(198) 198	(2203) 2230

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合